

韓国知的財産ニュース 2019年12月後期

(No. 405)

発行年月日：2020年1月8日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、12月16日から31日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許法一部改正法律

関係機関の動き

- 2-1 標準特許の競争力強化策を発表
- 2-2 特許庁、基幹産業に対する知的財産権保護の先頭に立つ！
- 2-3 特許ビッグデータ分析で医療機器産業の有望分野を発掘
- 2-4 特許庁の2020年予算、6,270億ウォンに確定

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 職歴に空白のある女性、模倣品の取締りで9,382億ウォンの被害の予防効果

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 外食業の商標出願、30～40代が66%を占める
- 4-2 日本へのデザイン出願がより便利になります！

その他一般

- 5-1 特許庁、2019年下半期特許技術賞授賞式開催
- 5-2 年間の産業財産権出願、歴代初の50万件突破

法律、制度関連

1-1 特許法一部改正法律

韓国特許庁(2019.12.10.)

国会で成立した特許法一部改正法律を公布する。

大統領ムン・ジェイン

2019年12月10日

法律第16804号

特許法一部改正法律

特許法一部を次のとおり改正する。

第2条第3号ロ目中「行為」を「行為又はその方法の使用の申出をする行為」にする。

第10条の題名中「改任」を「交替」にし、同条第2項中「代理人を変更して選任することを」を「代理人を変更することを」にし、同条第4項中「代理人を選任し、又は代理人を変更して選任することを命じた場合には」を「代理人を選任、又は交替を命じた場合には」にする。

第94条 題名以外の部分を第1項にし、同条に第2項を次のとおり新設する。

②特許発明の実施が第2条第3号ロ目の方法の使用の申出をする行為である場合、特許権の効力はその方法の特許権又は専用実施権を侵害することを知りながら、その方法の使用の申出をする行為にのみ及ぶ。

附則

この法は公布後、3ヵ月が経過した日から施行する。但し、第10条の改正規定は公布日から施行する。

<改正理由及び主要内容>

現行法はソフトウェアなどのような方法の発明である場合、その方法を使用する行為だけを特許を受けた発明の実施として規定しており、ソフトウェアなどを情報通信網を通じて転送する行為が特許を受けた発明の実施に該当するかが不明確で保護しがたい側面があるため、方法の発明の場合、その方法の使用の申出をする行為を特許を受けた発明の実施に含めることとし、それによるソフトウェア産業の縮小を防止するため、特許を受けた発明の実施が方法の使用の申出をする行為である場合、特許権の効力はその方法の使用が特許権または専用実施権を侵害することを知りながら、その方法の使用の申出

をすることをのみ及ぶようにする一方、その他難しい用語を変えるなど現行制度の運営上の一部不備を改善・補完するためである。

関係機関の動き

2-1 標準特許の競争力強化策を発表

韓国特許庁 (2019. 12. 19)

標準特許能力を強化し、標準技術基盤の未来市場を確保する

- ・「標準技術開発」と「標準特許戦略」に3年以上かけて一括支援を実施、第四次産業革命における中核技術の標準特許の先取りを支援
- ・標準特許専門担当の特許審査チーム運営、標準特許ライセンスのガイドライン作成
- ・産業界に標準特許の情報提供を拡大、産・学・研・官の標準特許に対する協力体系構築

政府は12月13日（金曜）16時、ソウルのザ・プラザホテルで「第25回国家知識財産委員会（主宰：民間委員長）」を開催し、「標準特許の競争力強化策」を審議・確定した。

最近、日本の対韓輸出規制や米－中貿易紛争など、知的財産権を武器とした技術覇権競争により、韓国産業の高い海外依存度を改善するための戦略確立が必要となっている。

なお、超連結（hyper-connected）を特徴とする第四次産業革命が到来し、互換性の確保に向けた標準技術の適用範囲が通信・放送・メディアなどICT産業から全産業分野へ拡大することにより、標準特許の影響力が強くなっている。

そのため、標準特許使用（※）による知財権貿易収支の赤字を克服し、未来産業・市場を確保するための標準特許能力の強化が急がれている。

※韓国企業は海外移動通信の標準特許でのリーディングカンパニーの3社だけで、年間20億ドル以上のロイヤリティーを支払っている。

＜IoT 技術の発達による移動通信の標準技術の拡散＞



※スマートフォン市場（年間で約 500 兆ウォン）→ IoT 市場（2022 年で約 1,400 兆ウォン展望）に拡散

政府はこうした保護貿易強化と標準技術の拡散が同時に行われるという転換期を迎え、技術の海外依存度を改善する一方、標準技術基盤の未来市場を確保するため、同案を設けた。

「標準特許能力の強化策」の細部内容は次のとおりである。

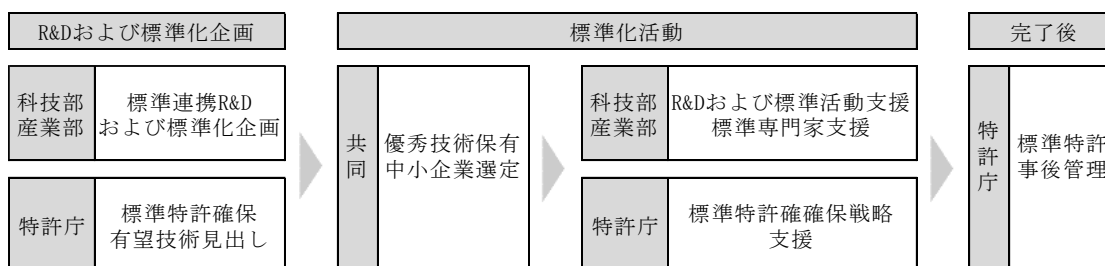
＜1. 標準特許創出への支援戦略を高度化する＞

標準特許の専門企業を育成するため、標準特許創出の有望機関※に R&D、標準化活動、標準特許の戦略を一括的に 3 年以上かけて集中的に支援する共同事業を新規で推進する。

※（案）標準特許または、標準専門家（議長団または標準活動 5 年以上の経験）保有

まず 2020 年には、韓国の科学技術情報通信部・産業通商資源部（国家技術標準院）など、関係部処と協業し、5 件前後の新規課題を共同で支援する計画である。

＜標準特許の有望機関に対する部処共同事業支援体系（案）＞



標準技術関連の特許に投資する標準特許投資ファンドを造成※し、証券会社、インテリクチュアルディスカバリー(ID)社のような投資機関を対象に標準特許投資説明会を開催し、標準特許の有望機関に対する投資を強化する。

※IP 出願支援ファンド(40 億ウォン)、海外 IP 収益化ファンド(80 億ウォン)を活用し造成

新産業分野の中核になる標準特許を確保するため、標準特許確保の有望技術を見出す戦略マップを構築(※)し、R&D 企画に活用させ、市場支配力の強い主要事実標準化機構(3GPP、IEEE(※※))で議論している第四次産業革命の中核技術(次世代通信、IoT、自立走行など)を選別し優遇することで、それに対する支援を強化する。

※(2018)IoT など 2 件 → (2019)ロボットなど 2 件 → (2022)10 件の分野まで累積構築
※※3GPP: 移動通信(LTE、5G)標準制定機構、IEEE: 電気電子(Wi-Fi など)標準制定機構

なお、論文や研究ノートなどの非定型(Free-type)文書を提出しても出願日が認められるよう、明細書の形式的要件に対する規制を緩和し、韓国企業が標準特許の出願日を先取りできるよう支援する。

<2. 標準特許紛争への対応能力を向上させる>

標準特許に対する正確な権利を付与するため、標準技術の専担特許チーム※を運営し、標準化機構に届出された特許を審査する際、標準文献検索の義務化、協議・共同審査の実施により審査品質を向上させる。

※複数の特許チームに分散されている標準特許の多数出願技術を 6 の専担特許チームに統合

標準特許の低い透明性によるコスト上昇を解消するため、標準化機構に届出された特許が標準規格に合致する標準特許であるかを評価する制度の導入に関する研究も推進する。

※標準化機構は届出された特許を標準特許にするが、当該の標準特許が標準規格に合致するかどうかに対する判断がなされていない。

標準技術を使う韓国企業の交渉力を向上させるため、標準特許ライセンス交渉に関するガイドライン(※)を設けて配布し、紛争情報ポータルを改善し、標準特許紛争の情報提供とともに標準特許の特性を考慮したカスタマイズ型紛争対応支援(※※)を推進する。

※標準特許の不当な行使の防止、交渉方法、適正なロイヤルティーの水準などライセンス交渉過程で知っておくべき情報を含む

※※ FRAND 違反確認、標準特許必須性の検証、類似の標準特許ロイヤルティーの水準に対する調査など

〈3. 標準特許のインフラを強化する〉

産業界を対象に、韓国中小企業の進出が活発な分野において、標準特許プールのライセンス情報、標準化機構に届出された特許の状態情報（登録・拒絶・存続期限）などの標準特許情報を拡大して提供し、標準化と標準特許に関心のある企業・機関を含む産・学・研・官の標準特許の協力体系を構築し、標準特許確保戦略の拡散および専門人材の養成を推進する。

標準技術 R&D と標準特許確保戦略との連携を強化するための制度改善（※）（国家標準基本法第 7 条改正）を進める一方、情報通信技術協会と連携し、標準専門家をマッチングさせ、標準能力が不足している期間と標準専門家が協力することができるよう、支援していく計画である。

※国家標準基本計画に標準特許確保に関する事項を追加するよう規定

特許庁長は、「知的財産を武器として繰り上げられる未来技術の覇権戦争の危機を乗り越えるためには、特許視点からの地道な対応戦略の確立が非常に重要である」と強調し、「この案が滞りなく履行され、中核の標準特許を戦略的に創出し、標準特許紛争の対応能力を向上させ、知的財産の貿易収支における黒字国として位置づけられるよう努力する」と述べた。

2-2 特許庁、基幹産業に対する知的財産権保護の先頭に立つ！

韓国特許庁（2019. 12. 19）

特許庁は、2020 年から中核となる基幹技術を保有および成長可能性の高い「基幹技術の専門企業」に対し「国際知財権紛争対応戦略支援事業」を対象として優先的に選定し、知的財産権（IP）保護診断、IP 能力強化教育など、さまざまな支援施策を通じて基幹産業に対する知的財産権保護を強化していくと明らかにした。

「国際知財権紛争対応戦略支援事業」は、韓国の輸出中小・中堅企業が海外に進出する過程の中で発生しうる IP 紛争への対応を適期に支援するため、2009 年から特許庁が推進している事業であり、同事業を通じて海外企業からの警告状および訴訟対応などを支援している。

2020 年から「基幹技術の専門企業」が同事業に参加すると選定評価をする際、加点を受けることができ、企業が要請する場合、韓国知識財産保護院（以下、保護院）の業種別の専門家が企業現場に直接訪問し、専門コンサルティングを行う前に企業の IP 保護診断を無償で受けることができる。

なお、毎年定期的に知財権認識の向上および IP 能力強化に向けた教育を受けることもできる。

特許庁は政府イノベーションの一環として、産業通商資源部との協業を強化していく計画であり、産業通商資源部と共同で「基幹技術の専門企業」の知財権教育および診断に向けた企業ニーズの発掘、広報などの協力方策を持続的に工夫していく予定である。

特許庁の産業財産保護協力局長は「基幹技術の専門企業を含めた韓国企業の大半がまだ海外特許出願に消極的であり、知財権専担組織・人材がきちんと設けられていないため、知財権保護に対して脆弱な状況である」と述べ、「今回の基幹産業に対する IP 保護の強化措置が韓国輸出企業の知財権保護に大きく貢献することを期待している」と明らかにした。

一方、特許庁では「国際知財権紛争対応戦略支援事業」のほか、さまざまな IP 保護支援事業を遂行しており、詳細な事項は保護院（紛争予防チーム+82-2-2183-5870）に問い合わせれば良い。

2-3 特許ビッグデータ分析で医療機器産業の有望分野を発掘

韓国特許庁（2019.12.19）

特許庁-医療機器産業協会、イノベーション戦略共有

特許庁は 12 月 18 日、韓国医療機器産業協会（以下、協会）と共同で行った、「知的財産（IP）基盤のイノベーション戦略懇談会」で特許ビッグデータ分析（※）の結果、これから AI 基盤の医療機器と 3D プリンティングを活用した医療機器分野がもっとも有望な投資先であると明らかにした。

※ここ 14 年間（2005～2018 年）の医療機器産業に関連する特許ビッグデータに基づいた今回の分析は、関連企業の R&D 方向設定と高品質の特許創出を支援するため推進されたものである。

特許庁と同協会は「IP 基盤のイノベーション戦略懇談会」で、医療機器産業のイノベーションおよび成長をけん引するため、知的財産における協力をより強化し、特許ビッグデータ基盤の「特許戦略報告書」を共同発刊することにした。

さらに、同協会の教育課程に「特許基盤の研究開発 (IP-R&D) 戦略」過程の新設、医療機器企業の特許創出および活用を活性化するよう、協会行事の際に特許相談ブース設置、特許関連の医療機器分野での政府褒賞などを推進することにした。

特許庁の医療技術審査チーム長は、「AI 診断機器など先端融合・複合医療機器分野はグローバル企業の先取り割合が相対的に低く、韓国企業の世界市場への進出の潜在力が高い」とし、「今回の IP 基盤のイノベーション戦略を通じて未来の有望技術分野で中核となる基盤技術を開発し、世界市長を先取りすることを期待している」と述べた。

また、同協会の副会長は「韓国の医療機器産業は中小・ベンチャー企業中心で成長し、知的財産における戦略が不足している」とし、「世界的に急増している医療機器市場のニーズに合わせグローバル競争力を持つために持続的な政府レベルの IP に基づいた支援が急がれている」と述べた。

一方、韓国医療機器市場は少子高齢化と健康に対する関心向上により、急速な成長ぶり（※）を維持しており、政府は 2019 年 5 月に医療機器などバイオヘルス産業を非メモリ半導体、未来型自動車とともに次世代の注力産業として選定し、2018 年基準で 1.8% にすぎなかった世界医療機器・製薬市場シェアを 2030 年に 6% まで引き上げるのが目標である「バイオヘルス産業イノベーション戦略」を発表した。

※2018 年の韓国の医療機器市場規模は 6 兆 8,179 億ウォンで前年対比 10.0% 増加し、ここ 5 年間（2014～2018 年）、年平均 8.0% 成長した。（出所：2019 韓国医療機器間業協会年鑑）

前年度予算 5,892 億ウォン対比 6.4% (378 億ウォン) 増額

特許庁は2020年予算が12月10日に国会の本会議で議決されたことにより、2019年の予算に比べて6.4%(378億ウォン)増加の6,270億ウォンに確定したと発表した。

※特許庁の予算(ネット基準): (2019年)5,892億ウォン→(2020年)6,270億ウォン(6.4%増)

2020年予算は「知的財産でイノベーション成長と職場づくりをけん引」という基調の下、(1) 高品質の審査・審判サービスの向上、(2) 知的財産の創出・先取りによるイノベーション成長の支援、(3) 知的財産の侵害対応およびIP市場の活性化、(4) 高品質の審査のための知能型特許ネットの構築支援に焦点が当てられた。

1. 強い特許創出に向けて審査環境の改善予算を増額

(2019年)785億ウォン→(2020年)833億ウォン(48億ウォン、+6.1%増)

特許・論文などの技術文献の急増により先行技術調査の投入時間を拡大し、高品質の審査を支援するために先行技術調査の予算を増額した。

※韓国国内特許の先行技術調査: (2019年)344億ウォン→(2020年)362億ウォン(18億ウォン増)

※ここ30年間(1988~2017年)に出願された世界全体の特許(5,000万件)のうち、49%(2,470万件)がここ10年内に提出されるなど、累積特許出願件数が急増

また、個人の創業に伴う商標出願も急増し、商標調査分析の予算も拡大し、単価も6年ぶりに引き上げた。

※商標審査支援: (2019年)68億ウォン→(2020年)87億ウォン(19億ウォン増)

※商標調査分析の単価引き上げ: (2014年)47,896ウォン→(2020年)51,057ウォン(3,161ウォン増)

2. 海外知的財産の確保および素材・部品・設備の早期技術確保に向けた予算も大幅に確保

(2019年)986億ウォン→(2020年)1,105億ウォン(119億ウォン、+12.0%増)

成長可能性の高い有望中小企業がグローバル市場を先取りできるように海外特許の確保を支援し、強い特許を創出(570社→700社)する計画である。

※グローバルIPスター企業の育成：(2019年)96億ウォン→(2020年)118億ウォン(22億ウォン増)

素材・部品・設備分野の早期技術確保に向けて特許戦略専門家(PM)と特許分析機関などにより専門担当チームを構成し、中小・中堅企業R&Dの現場にオーダーメイド型特許戦略(IP-R&D)支援を拡大(210社→326社)した。

同事業はR&D初期から世界主要国の特許を深く分析し空白領域などの優秀特許を確保することができるよう最適のR&D方向を提示する事業である。

※特許基盤の研究開発戦略支援(IP-R&D)：(2019年)147億ウォン→(2020年)228億ウォン(81億ウォン増)

また、中小企業が製品・サービス融合により第四次産業革命競争力を高められるよう製品およびサービス対象のIP総合戦略支援も拡大(43社→53社)する計画である。

※グローバル技術革新IP戦略開発：(2019年)46億ウォン→(2020年)61億ウォン(15億ウォン増)

地方・首都圏間の知的財産不均衡を解消し、地域の有望中小企業がさらに成長できるように創業企業のIP経営体系を高度化する「IPナレ事業」も地域の需要を反映して増額(453社→643社)した。

※IPナレ支援：(2019年)60億ウォン→(2020年)85億ウォン(25億ウォン増)

3. 韓国企業の海外進出が増加するに伴い海外における知的財産紛争対応力を強化し、質の高い職場づくりができるようIP市場の活性化予算も確保した。

(2019年)685億ウォン→(2020年)822億ウォン(137億ウォン、+19.9%増)

韓国企業の海外知的財産を保護するために IP-DESK を新規で開所(フィリピン)し、「K-ブランドの先取りモニタリング」国も既存の中国・ベトナムからタイに拡大する計画である。

※IP-DESK の運営：(2019年)42億ウォン/15カ所→(2020年)44億ウォン/16カ所(2億ウォン増)

※K-ブランド保護基盤の構築：(2019年)6.5億ウォン→(2020年)7.2億ウォン(0.7億ウォン増)

大学・公共研が有望特許技術の常用化の検証などに投資して収益を回収し、別の有望特許技術に再投資するようシードマネー支援も拡大(6個→9個)する計画である。

※特許ギャップファンドの運営：(2019年)20億ウォン→(2020年)30億ウォン(10億ウォン増)

IP 価値評価による IP 担保・保証貸出の取扱銀行を地方まで拡散するため「金融連携 IP 評価費用の支援」を増額した。

同事業は中小企業が知的財産(IP)を基盤に事業化資金を調達できるよう IP 価値評価費用を支援し、金融機関の融資・投資へと連携する事業である。

※金融連携 IP 評価の支援：(2019年)46億ウォン→(2020年)56億ウォン(10億ウォン増)

※IP 金融支援の銀行：(2019年)7の中央銀行(産業、企業、国民、新韓、ウリ、ハナ、農協)→(2020年)6の地方銀行へと拡大予定

優秀な特許を保有したイノベーション企業に対する投資を拡大するためにファンド・オブ・ファンズ特許アカウント」出資も拡大した。

※ファンド・オブ・ファンズ組合への出資：(2019年)100億ウォン→(2020年)200億ウォン(100億ウォン増)

担保の産業財産権の買入・活用事業も新規で推進する。

同事業は回収専門機関(政府・銀行圏が共同で出捐)が不実の担保 IP を買入・取引して銀行の IP 回収リスクを減らし、IP 担当貸出が普遍的な資金調達的手段として定着されるための事業である。

※担保の産業財産権の買入・活用：(2019年)－ →(2020年)37億ウォン(新規事業)

4. 人工知能(AI)基盤の特許ネットシステムを構築し、特許ビッグデータを拡充して民間に開放するための予算も反映した。

(2019年)391億ウォン → (2020年)462億ウォン(71億ウォン、+18.2%増)

特許庁は特許行政に人工知能などの知能情報の技術を導入・拡大して迅速・正確な審査サービスを国民に提供する計画である。

※特許情報システムの構築・運営：(2019年)379億ウォン→(2020年)436億ウォン(57億ウォン増)

また、特許情報(DB)を活用して新たにサービス商品を発売するスタートアップ・ベンチャー企業に事業開発の戦略確立(ビジネスモデル)を支援する「特許情報サービス企業の育成」事業(10社)も新たに追加した。

※特許情報サービス企業の育成：(2019年)－→(2020年)11億ウォン(新規)

特許庁は優秀特許を創出・活用するイノベーション的な中小・ベンチャー企業に対し、実質的な助けとなるよう来年の予算が大幅に増額されたため、それだけに2020年の予算が迅速に実行されるよう事前準備を徹底して行うと明らかにした。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 職歴に空白のある女性、模倣品の取締りで9,382億ウォンの被害の予防効果

韓国特許庁(2019.12.26)

4~11月に模倣品の掲載物12万件余りが販売中止
模倣品の流通取引 SNSチャンネルなど、集中取り締まり予定

韓国の天安に住んでいるソン・ジュヒョン（仮名）さんは10年前、大学卒業後13年間勤務していたLファッション会社を育児問題のため退社した。その後、2019年3月に特許庁が行うオンライン模倣品の在宅モニタリング団の募集公告を見て志願し合格した。彼女は子供を学校に見送った後、インターネットに接続して模倣品の取締りを始める。最近ではソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を利用して「～st」、「～レプリカ」などの簡単なキーワードを入力するだけで、ブランドの鞆、衣類、靴、時計などを販売する投稿があふれる。しかし、よく見ると「正規品と同じクオリティの物をお送りします」や「レプリカもレベルがあります」、「最高のクオリティのみ取扱います」など、模倣品を販売する投稿がほとんどである。

特許庁は、2019年4月に発足した「オンライン模倣品の在宅モニタリング団（以下、「モニタリング団」）」が、11月末までの8ヵ月間で模倣品の掲載物を計121,536件摘発し、9,382億ウォンの消費者被害予防の効果を収めたと23日発表した。

※消費者被害の予防効果（9,382億ウォン）＝販売中止（121,536件）となった鞆、衣類、靴など（平均正規価額154.4万ウォン）の正規合計価額（1,876億ウォン）×模倣品掲載物1件当たりの平均販売量（5件、2019年基準）

オンライン・オープンマーケット（個人もしくは事業者など、誰でも商品を販売できる形態のオンラインショッピングモール）、ポータル、SNSなどにおいて模倣品掲載物を取り締まるモニタリング団は20～50代の職歴空白の女性を含めた105名で構成されている。

モニタリング団によって摘発された掲載物は鞆が31%で最も多い割合を占め、その次は衣類25%、靴19%の順になっている。

商標はグッチが14%で最も多く、ルイ・ヴィトンとシャネルがそれぞれ10%程度でオフラインでも多く摘発される商標とほとんど一致している。

プラットフォームはSNSチャンネルで全体の46%、オープンマーケットで30%、ポータルで24%が摘発され、インスタグラム、フェイスブックなどSNSチャンネルによる模倣品の流通が活発になっていることが分かった。

特許庁は2020年も在宅勤務モニタリング団を持続的に運営し、「休日モニタリング実施」、「健康・安全危害品目に対する企画取締り（※）」、「販売中止の要請結果に対する検収の強化」、「特別司法警察との捜査連携」などを推進する計画である。これによりオンライ

ン上の模倣品流通取締りをさらに強化し、健全な取引秩序の確立によって政府のイノベーションに寄与できると期待している。

※サングラスの企画取締り（6月）により掲載物 4,405 件、貴金属類の企画取締り（9月）により掲載物 2,980 件を摘発・削除し、正規価額基準で約 356 億ウォン相当の消費者被害の予防効果を取めた。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「国民の安全と健康を脅かす模倣品を対象に企画取締りを強化する」とし、「オンライン事業者自らの是正雰囲気の拡散と知的財産保護認識の強化に向けて知的財産尊重文化のキャンペーンをより拡大していく」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 外食業の商標出願、30～40代が66%を占める

韓国特許庁（2019.12.26）

毎年約 1 万 7,000 件が出願され、50 代以上は 24%

特許庁によると、外食業における商標出願が 2014 年以降 5 年間、一定水準の割合を維持しており、30～40 代と男性が商標出願に積極的であることが明らかになった。

※外食業の商標出願件数：1 万 7,787 件（2014 年）→1 万 7,113 件（2016 年）→1 万 7,805 件（2018 年）

外食業における商標出願人を年齢代別で見ると、過去 5 年間（2014～2018 年）、20 代以下が 10%、30 代が 33%、40 代が 33%、50 代が 18%、60 代以上が 6%を占めた。統計によると、30～40 代が全体の 66%を占め、50 代以上は 24%程度を占めている。

性別で見ると、女性が 28%、男性が 72%を占め、経済活動人口分布とは、差を見せた。

※韓国経済活動人口分布（統計庁、2018 年）

- ・年齢代：20 代以下が 15%、30 代が 21%、40 代が 24%、50 代が 23%、60 代以上が 16%
- ・男女割合：女性が 43%、男性が 57%

過去 5 年間の外食業における商標出願の主体別統計によると、法人が 24%、個人が 76%となり個人出願の割合が高いことが分かる。

業界専門家は、「食べ物を食べながら視聴者と交流することをテーマとしたオンライン放送やグルメ情報に対する国民の高い関心に加え、初期投資費用が低いという創業のメリットがあるため、個人出願の割合が高いとみられる」と分析している。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「外食業における商標出願の増加は、外食業創業に対する若壮年層の高い関心を反映している」と評価しつつも、「外食業を創業しようとする出願人は、顧客に対してのアピール度を高める創作性を持ち、呼びやすい商標を先に取得することが重要である」と述べた。

他方、韓国の全体商標出願件数は、2018年に史上初で20万件を突破し、2019年には、去年より約2万件が増えた22万件を突破すると、特許庁は見込んでいる。

4-2 日本へのデザイン出願がより便利になります！

韓国特許庁 (2019. 12. 26)

2020年1月から日本に対する優先権証明書類のオンライン交換を施行

2020年から韓国の出願人が日本にデザインを出願する場合、優先権証明書類を日本特許庁に直接提出しなくてもよい。

韓国特許庁は、2020年1月1日から従前の米国・中国特許庁のみ可能であったデザイン出願の優先権証明書類(※)のオンライン交換(DAS: Digital Access Service)を日本特許庁まで拡大すると明らかにした。

※優先権証明書類：一国に出願したものを根拠に他国に同一の内容を後出願する場合、出願日付を先出願日付で遡及して認定を受けるために相手国の特許庁に提出する書類

DASは世界知的所有権機関(WIPO)が各国の特許庁を仲介して優先権証明書類のオンライン交換を提供するサービスであり、出願人が優先権主張をする場合、書面で関連証明書類を提出しなければならない手間と費用の負担を解消してくれる。

日本にデザインを出願する際にDASサービスを利用するためには、特許庁ホームページ「特許路」から韓国のデザイン出願に対するWIPOアクセスコードの発給を受け、それを日本の特許庁に出願する際に韓国の出願番号と出願日付、WIPOアクセスコードを記載す

ればよい。その後、韓国特許庁と日本特許庁は出願人の代わりに該当の優先権証明書類をオンラインで交換する。

<優先権証明書類のオンライン交換>



一方、これまでのデザイン出願で DAS を利用した現況を見ると、韓国出願人の利用が中国と米国に比べて著しく活発であることが分かる。

<デザイン出願の DAS システム活用現況 (2018. 7~2019. 11) >



2019年8月からスタートした中国の利用現況と比較すると、韓国出願人の活用が中国出願人の8倍、2019年12月にスタートした米国と比べると、米国出願人の2倍以上である。

特許庁の商標デザイン審査局長は「今回の日本への DAS 利用国拡大により韓国出願人の海外デザイン出願の活性化をより期待している」とし、「今後も優先権証明書類のオンライン交換対象国を持続的に拡大するよう努力していく」と述べた。

その他一般

5-1 特許庁、2019 年下半期特許技術賞授賞式開催

韓国特許庁 (2019. 12. 26)

大洲電子材料株式会社「リチウムイオン二次電池用負極材料に関する発明」で特許技術賞の世宗大王賞受賞

特許庁が発明者および創作者の士気高揚と全国的な発明雰囲気への拡散に向けて毎年開催している「特許技術賞 (※) 授賞式」が、12 月 19 日 (木曜) 午前 11 時、ソウルの SC コンベンションで開催された。

今回の授賞式では 7 部門の受賞作のなかで、4 部門の受賞作が素材・部品・設備に関する発明であり、2 部門の受賞作が第四次産業革命に関する発明だったため注目を集めた。

※特許技術賞は、世宗大王賞、忠武公賞、池錫永賞 (2 点)、洪大容賞 (2 点)、丁若鏞賞 (デザイン) で構成される

世宗大王賞には、大洲電子材料株式会社の専務理事らが発明した「リチウムイオン二次電池用負極材料用のシリコン複合酸化物および製造方法」が選定された。

該当特許は、リチウムイオン二次電池用のシリコン負極材に関するもので、シリコン素材は現在主に使われているグラファイト素材より容量が大きく、次世代リチウムイオン二次電池用負極材料として有望である。

シリコン素材を二次電池用負極材料にする場合、体積変化が大きいという特性により、電池の容量維持率が著しく減少する問題があったが、該当特許を通じてその問題を解決し、初期充電・放電効率を向上させるなど、高容量のリチウムイオン二次電池を確保することが可能になっている。

大洲電子材料株式会社は該当特許を通じて、2018年に世界ではじめてシリコン系の負極材料を電気自動車用パウチセルに適用し、電気自動車の市場が持続的に成長していることを考えると、該当特許の活用および市場シェアが拡大すると予想される。

忠武公賞には韓国電子通信研究院の研究者らが発明した「無線通信システムにおけるパワーセービング方法」が選定された。

該当特許は、Wi-Fi ネットワークでのチャンネルの使用効率性、電力消費効率性、速度向上に向けた通信方法および制御措置に関するもので、2013年に国際標準特許(IEEE 802.11ac (※))に採択され、Wi-Fi 認証が必要な製品においては、他の技術で代替できないくらいの中核特許であると言える。

※IEEE 802.11ac : 5 GHz 帯で、VHT(Very High Throughput)転送を行う無線 LAN を提供するために、米国電気電子学会(IEEE)が策定した標準規格

池錫永賞には、Material Science 株式会社の代表らが発明した「有機化合物およびそれを含む有機発光ダイオード」が選定された。

ディスプレイ産業の中核素材である OLED 材料に関する発明として、当該特許における有機化合物は低結晶性、高耐熱性、優秀な化学的安定性を持ち、有機発光ダイオードは駆動電圧が低く、発光効率に優れている。

最近、中国のローカル企業と年間 50 億ウォン規模のライセンス契約を締結し、現在は韓国の大手企業との共同研究を進めており、韓国製 OLED 素材のシェア拡大にも大きく貢献すると展望している。

もう一つの池錫永賞には、国立科学捜査研究院のデジタル分析課長らが発明した「顔比較による個人識別方法」が選定された。

該当特許は、出入統制装置やスマートフォンなどで活用している人工知能基盤の顔認識技術に関するもので、瞳孔領域(視線)のピクセル変化量を計算し、写真や仮面などの出力物または造形物について判別できなかった従来の個人識別システムの問題を解決し、顔識別結果も 99.63%で、高い精度を誇るグーグルの FaceNet と同等な精度を出した。

該当特許の優秀な機能と国有特許（※）という利点を活用すれば、現在韓国の顔認識市場シェアの大半を占めている日本、中国などの海外技術を短時間で代替できると展望している。

※国有特許：国家公務員が職務過程の際、開発した発明で国有特許の実施を希望する者は、比較的到低廉な特許使用料（または、無償）で利用可能

洪大容賞には、株式会社 Hitems の研究所長らが発明した「省エネ型高音用の無粉塵断熱材および製造方法」が選定された。

該当特許は韓国のコア産業である半導体やディスプレイの熱処理工程設備に活用可能な断熱材に関するもので、高温に粉塵が発生しないため作業者の安全を確保し、製作が容易で単価が低いという特徴がある。

もう一つの洪大容賞は、DS GLOBAL 株式会社の代表が発明した「フォトプリンター用エンジン」が選定された。

該当特許は、モバイルフォトプリンター用のエンジンに関するもので、エンジンの厚さを 12.9mm 以下（競合他社 18.9mm 程度）にするなど、世界最高レベルの超スリムエンジンで競争力が強く、印刷品質も高いため日本企業が独占しているプリンター市場を韓国産製品に代えられると見通している。

デザイン分野の丁若鏞賞には、国立樹木園の研究官らがデザインした「気象観測機器」が選定された。

当デザインは、どんぐりをモチーフにした自然に優しいイメージを強調し、温度や湿度はもちろん、浮遊粒子状物質（SPM: 10 μ m 以下の粒子）、微小粒子状物質（PM2.5）、二酸化炭素など、気候および気象データを蓄積でき、空気浄化、物質循環などに関する研究にも活用価値が高いと予想される。

当日、特許技術賞授賞式に参加した特許庁次長は「今回の特許技術賞授賞式は韓国の対日輸入依存度の高い素材・部品・設備と第四次産業革命分野で、特許に基づいた韓国強小企業の技術力とイノベーションにおける能力を確認できる場となった」と述べた。

さらに、「特許庁は中小企業が知財権分析に基づき、素材・部品・設備分野の主要品目に対する自社技術を開発し、強力な特許を創出できるよう集中支援していく方針である」と明らかにした。

2019 年下半期特許技術賞は 7 月から 10 月まで計 145 件が出品され、平均 21 対 1 という高い競争率となった。

特許技術賞の受賞者には賞金が与えられ、受賞した発明には特許庁の発明奨励事業(※)支援と中小ベンチャー企業部が主管する創業カスタマイズ型事業化支援事業を選定する際、優遇される。また、受賞した発明の事業化、マーケティングもサポートするため、特許技術賞の受賞マークを提供する予定である。

※発明奨励事業：特許技術評価支援、知的財産活用戦略支援、特許技術取引コンサルティング、優秀製品の優先購買推奨など

5-2 年間の産業財産権出願、歴代初の 50 万件突破

韓国特許庁 (2019. 12. 26)

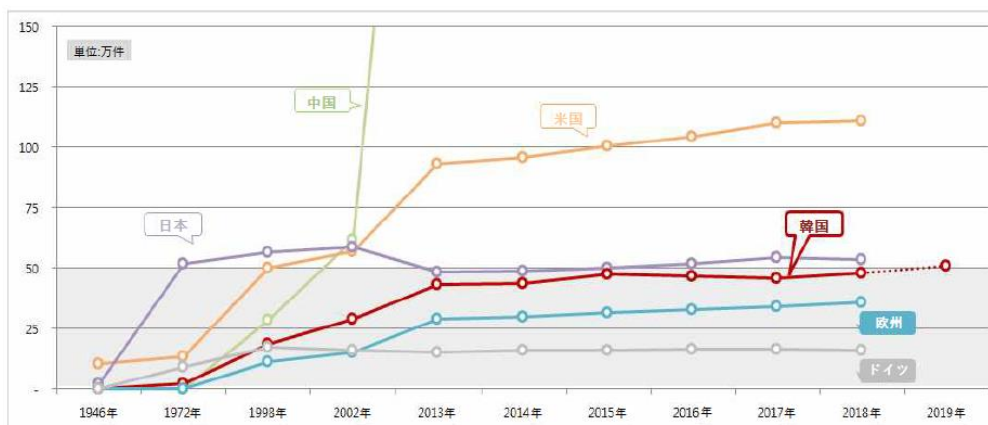
73 年ぶりの成果で、日・米・中に次いで世界で 4 番目、中小企業が主導

韓国特許庁は、2019 年の韓国の特許、実用新案、商標、デザインなどの産業財産権の年間の出願件数が、12 月 26 日基準で過去最大の 50 万件を突破したと発表した。

これは、1946 年に韓国最初の発明が出願されて以来 73 年ぶりに達成したもので、日本、米国、中国に次いで世界で 4 番目 (※) になる。

※ (1) 日本 1972 年 (87 年所要)、(2) 米国 1998 年 (208 年所要)、(3) 中国 2002 年 (17 年所要)

< 世界主要国の産業財産権出願の推移 (1946~2019 年) >

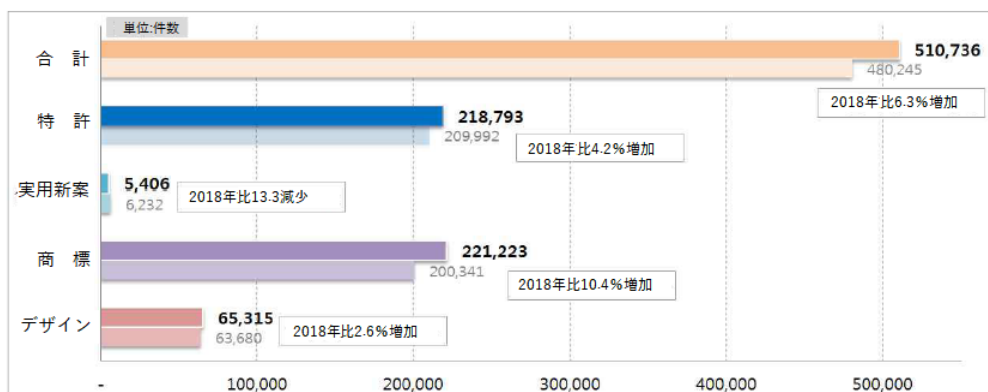


※ 中国の年度別出願件数(万件)：(2001) 46 → (2002) 62 → (2012) 367 → (2015) 558 → (2018) 1,146

2019 年末(12 月 31 日) 基準では、2018 年集計の 480,245 件より 6.3%増加した約 51 万件の産業財産権が出願されると予想している。

権利別では、商標出願が 2018 年より 10.4%増加し、特許とデザインもそれぞれ 4.2%、2.6%が増加すると見通している。

< 2019 年産業財産権に対する権利別出願の予想件数(2018 年比) >



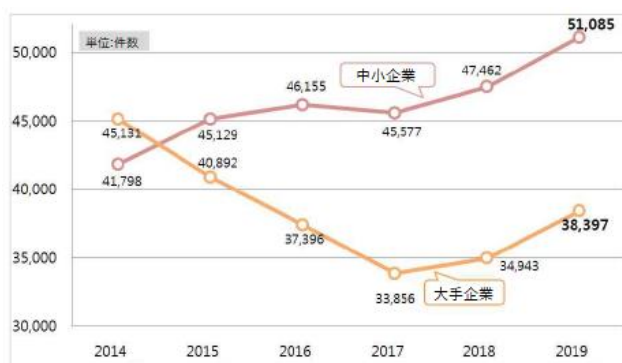
一方、2016 年から小幅な減少を示した特許出願件数が 2018 年から増加傾向に転じ、2019 年にさらに増加ぶりを見せたのは、第四次産業革命時代に企業の技術競争力が高まっている側面から見ればポジティブな状況である。

出願人の類型別では、中小企業の産業財産権の出願が 2018 年に比べ 10.4%増加し、今回の 50 万件突破を主導し、個人、大手企業もそれぞれ 7.9%、6.7%ずつ増加すると予想される。

特許の場合、中小企業の出願が全体の 23.3%(5 万 1,000 万件)、続いて外国人(21.6%)、個人(19.9%)、大手企業(17.5%)の順になると把握している。

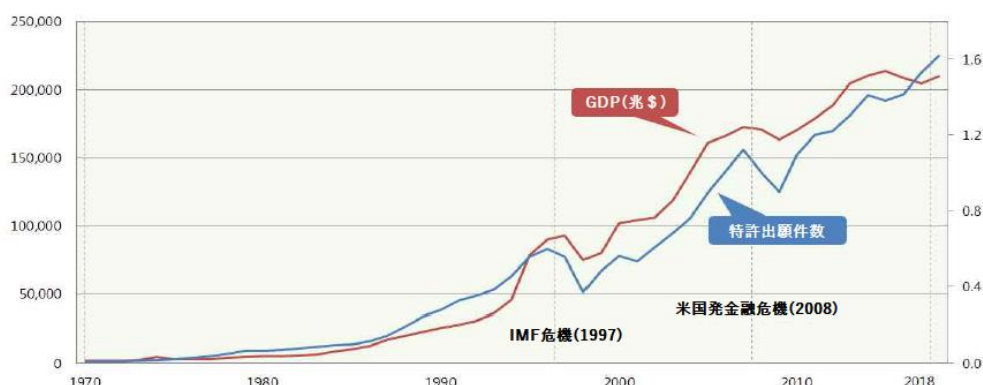
特に、中小企業の特許出願件数は 2015 年から大手企業の件数を上回っており、韓国の特許市場が既存の大手企業中心から脱却し、中小企業中心に発展していることが分かる。

< 出願人類型別の特許出願件数（直近6年） >



米国、日本のような G7 の場合、特許成長と GDP 成長との密接な相関関係を見せており（注 1）、韓国もこれまでの国内での特許出願件数と GDP 規模との明確な相関関係を見せていることが明らかになった。

< 1970～2018 年、韓国 GDP と特許出願間の相関関係グラフ >



そのため、2019 年における歴代初の 50 万件達成のような産業財産権出願の増加は、今後の韓国の経済成長を期待できる前向きな兆しとしてとらえることができる。

特許庁の情報顧客支援局長は「今年、韓国の経済環境が米・中の貿易紛争、日本の対韓貿易規制などにより、困難な状況だったにもかかわらず、企業が技術開発などを通じて、産業財産権の出願を増やしたのは第四次産業革命時代に備えた確実な未来投資であると思っている」とし、「これから政府も韓国企業が産業財産権をより容易に取得し、それが保護され、活用できるよう制度改善や支援施策の推進に最善を尽くしていく」と述べた。

注 1：米国、日本など G7 では特許件数が 1%ポイント増加すると、1 人当たり GDP 成長率も 0.65%高まり、特許成長が経済成長を誘導すると分析している (MPRA Paper, 2011)

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム